

らせ



寄付(敬称略)

福祉のため

元都留市議会議員30会	30,108円
宮原道祖神祭保存会	30,000円

定式に参加して河川、水路をきれいにしましょう

今年の定式は、4月4日(日)に行われます。家中川水系(家中川・寺川・女川)の流水が止まります



ので、地域の河川・水路の堆積物の取り除き作業を行ってくださるようお願いいたします。また、除去したごみは、土砂・缶・ビン・可燃物を分別するようご協力をお願いします。

なお、個人的に補修工事などを行う場合は、あらかじめ市と協議してください。

問合せ 基盤整備課 道路河川担当

自治会一斉消毒用機材の貸し出しを開始します

消毒用機材の貸し出し予約の受け付けを、3月15日(月)から開始します(15日については電話での受け付けは行いません)。また、利用日が重なることが多く、台数に限りがあるため、予備日の受け付けはしません。雨などで予約日に消毒をできなかった際には、再度予約をお願いします。

※貸出日は、4月16日(金)からです。

問合せ 市民生活課 環境創造室

毎月1日、15日はやまなしノーマイカーデーです

県では環境への配慮や公共交通機関の利用促進を図るため、毎月1日、15日を「やまなしノーマイカーデー」と定めています。「ノーマイカー運動」にご協力をお願いします。

問合せ 県リニア交通課

☎055(223)1665

出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届け出をされる方へお願い

国では毎年人口動態調査を実施しています。この調査は皆さんからの出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の各届書をもとに、出生や死亡の状況などを調べるものですが、国勢調査の行われる年には、届書に職業の記入もお願いしています。なお、死亡届には、併せて産業の記入もお願いしています。調査結果は、今後の保健福祉の向上のための統計資料として活用します。



本年は国勢調査の年であることから、届け出をされる方々にはご面倒をおかけしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

調査期間 4月1日から平成23年3月31日までの1年間

調査対象者 出生・死亡・死産・婚姻及び離婚の届け出をされる方

調査方法 各届書の届け出をされるときに、それぞれ職業を記入していただきます。また、死亡届には、農業、建設業、不動産業といった産業も併せて記入していただきます。

市民生活課窓口に「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い(職業・産業例示表)」を備え付けてありますので、参考のうえ、記入をお願いします。また、分からない場合は、おたずねください。

春の全国火災予防運動

『消えるまで ゆっくり火の元 にらめっ子』をスローガンに3月1日(月)から7日(日)まで全国一斉に春の火災予防運動が行われます。

これからの季節は、空気が乾燥し季節風も吹くなど、火災の発生しやすい状況になりますので、市民の皆さん一人ひとりが火の取り扱いに十分注意して大切な生命、財産を火災から守りましょう。

住宅防火 いのちを守る 7つのポイント(3つの習慣・4つの対策)

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

3月3日(水)は「住宅防火の日」です。

住宅防火意識の高揚と住宅火災の防止に努めましょう。住宅火災から大切な生命を守るために住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。

- 新築住宅は、平成18年6月1日から義務化されました。
- 既存住宅は、平成23年6月1日から義務化されますが、できるだけ早い時期に設置しましょう。

全国山火事予防運動 「消さないで 小さな命の 帰る場所」

ハイカーなど入山者のちょっとした不注意が山火事の発生する原因となります。たばこの投げ捨て、たき火などをしないように一人ひとりが注意し、大切な命を火災から守りましょう。

問合せ 消防本部 予防担当 ☎(43)1119